

## 一般名処方加算

当院では患者様への医薬品が、安定して供給されるように取り組んで参ります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品に関しまして、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方(加算)を行う場合があります。

一般名処方是有効成分、効能が同じお薬であれば、患者様が自由にお薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて、患者様ご自身の希望を確認される場合があります。この一般名処方のメリットは、安定供給だけでなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担が軽くなります。

ご不明な点等ございましたら、医師、薬剤師までご相談ください。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が変更となります。

一般名処方加算 17点 → 10点

（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算 2 5点 → 8点

（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合）

### ※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。